

## 公益財団法人資源環境センター競争契約入札心得

平成31年4月1日

### (目的)

第1条 公益財団法人資源環境センター（以下「センター」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、公益財団法人資源環境センター事務処理規程、公益財団法人資源環境センター契約事務取扱要領に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、当該入札公告において指定した期日までに、様式1により作成した一般競争入札参加申請書に当該公告において指定した書類を添え、理事長、担当部長又は事務所長（以下「契約担当者」という。）にその旨を申し出なければならない。

### (入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

### (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、様式2により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻に、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、提出した入札書の引替え、書換え又は撤回をすることはできない。
- 4 入札参加者は、入札に際し、再度の入札に備え必要な部数を持参しなければならない。
- 5 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には入札者が見積もった価格の消費税相当額を差し引いた金額を記載しなければならない。

### (入札代理人)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式3による委任状を持参させなければならない。

2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

3 入札参加者は、入札代理人として使用するものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について契約担当者等が定める3年以内の期間入札代理人とすることはできない。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六 センターに提出した書類に虚偽の記載をしたとき

七 契約の締結又は履行に当たり、前号各号のいずれかに該当する一般競争に参加できないこととされている者を代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

- 三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 四 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 九 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

第9条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、センターの支払の原因となる契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

2 最低制限価格を設けて入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う（入札書の封かんは不要。）。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者等が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第12条 落札となるべき同価格又は同数値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名捺印し、契約担当者等の指定する日までに、これを契約担当者等に提出しなければならない。

2 落札者が契約担当者等の指定する日までに契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。なお、契約を締結しない落札者については、損害賠償の請求を受けるほか、競争参加の制限等が行われることがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者等に提出しなければならない。ただし、契約担当者等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第15条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

様式 1

(用紙 A 4 縦)

(契約担当者等の役職氏名) あて

一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(件名)

に係る一般競争入札の入札参加条件を満たしているので、関係書類を添えて申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約

します。



様式 3

(用紙 A 4 縦)

(契約担当者等の役職氏名) あて

委 任 状

私は 印 を代理人と定め、下記の行為をする権限を委任します。

記

件 名

に係る入札及び見積に関する一切の権限

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印



